

福祉民生常任委員会会議録

平成29年3月13日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(武田次長) ご報告を申し上げます。ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 今定例会におきまして私ども福祉民生常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては、配付されておりますレジュメに従い順次行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前 9時59分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず市民環境部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(滝沢部長) おはようございます。それでは、当委員会に付託されております市民環境部所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

議案第9号平成28年度北見市一般会計補正予算のうち、戸籍住民課が所管いたします戸籍住民基本台帳事務経費につきまして、国の繰り越し承認事業のため一部繰り越しを予定しておりますことから、繰越明許費の議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(坂下課長) おはようございます。それでは、委員会資料に基づき、戸籍住民課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

委員会資料1ページをお開きください。戸籍住民基本台帳事務経費の通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金につきましては、国にお

いて平成28年度個人番号カード交付事業費補助金のうち一部繰り越しを予定しておりますことから、事業実施市町村におきまして繰越明許費の議決が必要となりましたことから、今回補正計上させていただきました。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、市民環境部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 個人番号カードの発行数、いつの時期でも結構でございます。それから、市に戻ってきている分がありますよね。それがどのくらいあったという処理をしたのか、2点について教えてください。

○(坂下課長) 鈴木委員からの個人番号カードの交付件数なのですけれども、北見市におきましては、1万44枚、本年2月末現在の分で発行しております。また、通知カードの返戻部分なのですけれども、これにつきましては、現在1,024世帯分がまだ受け取っていない状況になっております。これにつきましては、鍵のかかるところで保管させていただいている状況になっています。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにご質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時03分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○(高畑部長) おはようございます。それでは、

私から保健福祉部所管にかかわり提案しております議案第9号及び第10号の補正予算の概要につきましてご説明させていただきます。

初めに、社会福祉課所管では、平成27年度臨時福祉給付金給付事業に係る過年度精算返還金を計上いたしましたほか、障がい者福祉費、自立支援給付費では、サービス単価の増額や利用者の障がい支援区分の重度化などに伴いまして不足が見込まれること、また相談支援費、障がい児施設給付費では、計画相談作成件数の増に伴い、不足が見込まれますことから、それぞれ所要額につきまして増額補正させていただきます。

次に、介護福祉課所管では、高齢者福祉費において、スプリンクラー等防火設備や防犯対策設備を整備する経費に係る補助金につきまして、繰越明許費として計上いたしました。

次に、国保医療課所管の一般会計では、未熟児養育医療費負担金に係る過年度精算返還金を計上いたしました。

また、国民健康保険特別会計では、決算に向けての補正のほか、平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う過年度精算について計上いたしました。

私からは以上でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長並びに主幹からご説明させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○（市山課長） おはようございます。それでは、私から社会福祉課が所管いたします議案第9号の一般会計補正予算について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。初めに、中段の障がい者福祉費についてであります。自立支援給付費の介護・訓練等給付費では、障がい支援区分の重度化の方のサービス提供の増加に伴う不足分について、障がい者医療費では医療件数の増加に伴う不足分について、補装具費では1件当たりの補装具費の単価の上昇に伴う不足分について、それぞ

れ補正を計上させていただきます。

次に、下段、相談支援費の障がい児施設給付費についてであります。今回サービスを利用するための計画相談作成件数の増加に伴い、所要額を補正計上させていただきます。

なお、資料1ページにつきましては、今回補正いたします歳出に伴う国庫負担金及び同負担金を所要額として計上させていただきます。

私からは以上でございます。

○（高橋主幹） おはようございます。私から臨時給付金が担当いたします補正予算につきましてご説明いたします。

資料2ページをごらんください。過年度精算返還金ですが、消費税増税による低所得者への負担軽減策として臨時福祉給付金給付事業を執行いたしました。平成27年度事業の確定に伴い、精算による国庫補助金の返還金330万円を計上いたしました。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○（鈴木課長） 私から、介護福祉課所管にかかわります補正予算につきまして補足説明させていただきます。

初めに、資料の4ページをお開きください。歳出の地域密着型サービス施設整備事業費補助金、有料老人ホーム整備事業費補助金、老人保健施設整備事業費補助金及びケアハウス整備事業費補助金についてであります。消防法施行令の改正によりまして、高齢者施設等へのスプリンクラー等の設置が義務づけられたことに伴い、各施設のスプリンクラー整備、火災通報装置整備に係る費用につきまして、国の交付金を財源に計上いたしました。

また、相模原市の障がい者施設で発生した入所者殺傷事件を受け、高齢者施設などへの防犯対策として、各施設の防犯カメラ等設置に係る費用につきまして、国の交付金を財源に計上いたしました。

これらの事業実施につきましては、翌年度に繰り越しますことから繰越明許費となりました。

なお、委員会資料3ページの歳入につきましては、

4ページの歳出に伴い、計上いたしました。

私からは以上です。

○(佐野課長) おはようございます。次に、国保医療課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

委員会資料5ページをごらんください。初めに、一般会計、民生費の医療助成費であります。平成27年度未熟児養育医療費国庫負担金について、実績額が既交付額を下回ったことから、過年度精算返還金として所要額を補正計上いたしました。

次に、国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、歳出からご説明申し上げます。資料8ページをごらんください。保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者等に係る療養給付費、高額療養費について、それぞれ1人当たり給付費等の見込みに基づき補正計上いたしました。

次に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金では、本年度支出額の確定に伴い、それぞれ増額分を補正計上いたしました。

次に、9ページの共同事業拠出金では、道内市町村国保における拠出対象医療費の見込みに基づき、80万円を超える医療費が対象の高額医療費共同事業拠出金は増額し、80万円までの医療費が対象の保険財政共同安定化事業拠出金については減額するものでございます。

また、諸支出金の償還金では、平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う精算金を計上し、歳出合計では9,152万1,000円を補正計上するものであります。

次に、資料6ページにお戻りいただき、歳入についてご説明申し上げます。国民健康保険収入であります。被保険者数の減少等による調定見込額の減に伴い、減額するものでございます。

次に、国庫支出金では、療養給付費等負担金については、対象となる一般被保険者の療養給付費等の増により、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は、国民健康保険システムの改修に係る補助金

交付決定額の増によりそれぞれ補正計上いたしました。

次に、療養給付費等交付金では、対象となる退職被保険者等療養給付費の減に伴い、減額するものであります。

次に、7ページの共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金は、対象となる高額医療費の増に伴い、増額となりますが、保険財政共同安定化事業交付金は、対象医療費が減となることから交付金の減額が見込まれます。

繰入金の一般会計繰入金では、平成28年度の実績確定に伴い、保険基盤安定繰入金の軽減分及び支援分を減額し、その他一般会計繰入金は、財政安定化支援事業の額の確定に伴い、増額となるものです。

次に、基金繰入金であります。歳出において保険給付費及び過年度精算金など、合計で9,152万1,000円を補正計上いたしました。歳入では、保険料収入や共同事業交付金、保険基盤安定繰入金などの減額により会計収支において3億7,780万6,000円の不足が生じる見込みであります。この不足分につきまして、基金条例に基づき基金からの繰り入れを行い、収支の均衡を図るものであります。

この結果、国民健康保険特別会計において歳入歳出それぞれ9,152万1,000円を補正計上いたしましたところであります。

国保医療課所管の補正予算に係る補足説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、保健福祉部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 社会福祉課の中で2ページの介護・訓練等給付費、積極的に訓練だとか、そういったものをやられたのかどうなのか、少し金額が増えていいますから、その辺のところもうちょっと詳しく教えてください。補装具等は単価が上がった。それで補正計上している部分についてはよくわかり

ませんので、その中身をちょっと教えてください。

それから、社会福祉総務費の中で平成27年分なのですけれども、確定額が出て返還金が330万円という形で、これは取り組めなかったのか、それともどんな形だったのか、もうちょっと中身を教えてください。

それから、4ページの介護福祉課、スプリンクラーの設置状況なのですけれども、あとどのくらい残っているのかということと、今回防犯カメラがついていますけれども、意図したものがあるのであればその内容も説明してください。

以上であります。

○(菊池委員) 重なる部分もあるかもしれませんが、資料でいうと4ページの今のスプリンクラーの関係なのですけれども、どういう施設なのか規模とかが余りわからないのです。スプリンクラーを義務づけられている施設なのか、義務づけられてはいないけれども、設置することを市は推進しようという要綱でしたか、そういうものを持っていると思いますけれども、今回の設置は義務づけられたところなのか、それとも、そうではないけれども、より災害に対して対応できる施設にしていこうという視点なのか、そこをちょっとお聞きをしたいのと、防犯カメラ1件となっていますけれども、1件とは1カ所なのでしょうか。それとも、施設1件なのでしょうか。そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○(市山課長) 鈴木委員より介護・訓練等給付費につきまして積極的に行ったのか、どのような形だったのかということでお話をいただいております。介護・訓練等給付費の訓練等給付の部分につきましては、居宅介護、施設の入所支援、あと就労支援、そのような形で支援をさせていただいております。その中で居宅につきましては、1月当たり10件程度伸びてきているという形になっております。入所施設の部分につきましては、月当たり5件程度伸びている。こちらは、重度化の部分も含みまして、単価が約6,000円程度上がっているという形になっ

ています。また、就労支援Bにつきましても、月15件ぐらいふえているということで、それが個々の単価が約10万円程度というところがございまして、いわゆる居宅でしたら120件ふえまして120万円とか、ほかの部分も含めて単価も個々に上がっていますので、そういうところを含めまして上がっている状況にございます。

補装具につきましてもお話をいただいております。その分につきましては、オーダーメイドの車椅子、また重度の心身障がい者用の意思伝達装置が給付の対象になってございまして、そういうところが多く見受けられました。個々の価格についてはばらばらなのですけれども、車椅子でしたら20万円を超えるもの、そして意思伝達の装置につきましても、20万円から本当に高いものでしたら50万円という形のものもございまして、そういうものの給付が今回多くありましたものですから、上昇したという形になってございます。

私からは以上でございます。

○(高橋主幹) 鈴木委員から返還金330万円についてご質問いただきました。この臨時給付金については、国から概算で当初8割で2万人分なのですけれども、いただいております。最終的に受け付けをして給付した人数が1万9,450人ということで、残額の330万円を返還するという内容となっております。

以上でございます。

○(鈴木課長) まず、鈴木委員からご質問のありましたスプリンクラーの設置状況についてでございます。グループホームにつきましては、現在31カ所ございますが、全てスプリンクラーについては設置済みとなっております。次に、小規模多機能居宅介護事業所でございますが、今11カ所、また看護小規模多機能事業所1カ所、合わせまして12カ所でございますが、ここにつきましては、現在のところ11カ所、今回あわせて設置となっております。後に1カ所につきましては、消防法の改正、平成30年3月末ということでございますので、事業所と今協議を

させていただきまして、平成29年度中に実施したいと聞いてございます。

また、防犯カメラにつきましては、設置義務というのはございませんけれども、基本的には玄関、裏玄関前等の防犯カメラ、またカメラつきインターホンや人感センサー、人が通ると反応するとなっております。

次に、菊池委員からのご質問でございますが、まずスプリンクラーの義務づけにつきましては、基本的には宿泊が伴う施設となっております。宿泊が伴う義務づけの施設につきましては、全て完了となっております。ただ、今回はデイサービスセンターに1カ所スプリンクラーを設置するのですけれども、ここににつきましては、ショートステイというのをやっておりますので、義務づけではないのですが、利用者様の安心、安全のためにスプリンクラーを設置したいとなっております。また、高齢者向け住宅、下宿につきましても、今のところ全ての義務づけはないのですけれども、今有料老人ホームにつきましては、北見市に25カ所実施していただいています。そのうち、現在のところ20カ所スプリンクラー等を設置しているのですけれども、今回の1カ所を含めまして21カ所と。義務づけはないのですが、補助金があるということもございまして、残り4カ所とも協議をしてみたいと検討しているところでございます。

また、防犯カメラ等につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、相模原市の殺傷事件があったことから、本年度国の補助金になりましたので、周知啓発をしているところでございます。

私からは以上です。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。理事者の答弁を求めます。

○（鈴木課長） 防犯カメラにつきまして1件1施設かというご質問ございましたが、地域密着型施設ということでございますので、1件3施設となっております。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○（鈴木課長） 3つの事業所ですね、トータルです。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で保健福祉部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（三樹部長） それでは、私から当委員会に付託されております各議案の概要をご説明させていただきます。

初めに、議案第9号の一般会計補正予算については、子ども支援課所管では、子育て世帯臨時特別給付金給付の事業に係る過年度精算返還金を、保育課所管では、法人立認定こども園が実施する園舎移転改築事業に伴う北海道補助金の追加分を、青少年課所管では、留辺蘂児童館建設に係る国庫交付金の交付決定に伴う所要額をそれぞれ計上いたしました。

議案第17号については、常呂自治区川沿保育所の閉所に伴う北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部改正、議案第18号については、東相内児童センター開所に伴い北見市児童館条例の一部を改正するものであります。

議案第21号の子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定の変更については、常呂自治区の川沿保育所を平成29年3月31日をもって閉所するこ

とに伴い、所要の改正を行うものであります。

私からは以上であります。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(桑島課長) おはようございます。それでは、私から子ども支援課所管に係る補正予算について委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。過年度精算返還金であります。平成27年度に実施いたしました子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実績確定に伴い、精算による国庫補助金の返還金を補正計上するものであります。

私からは以上であります。

○(堀越課長) それでは、私から保育課所管にかかわります補正予算並びに条例改正につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。歳出について、保育費の保育施設等整備事業費補助金でございますが、本事業につきましては、債務負担行為の議決をいただいているところであります。認定こども園美山遊子並びに認定こども園北見北光幼稚園が実施しております園舎の移転改築事業におきまして、本年度分の交付額に対し、北海道より子育て支援対策事業費補助金の追加内示がありましたことから、所要額並びに債務負担行為の限度額の変更について補正計上させていただくものでございます。

次に、資料4ページをごらんください。北見市指定管理者が管理するへき地保育所条例の一部を改正する条例についてでございますが、常呂自治区の川沿保育所につきまして、近年の児童数の減少に伴い、年齢別での保育活動が困難な状況でありますことから、現状よりも少しでも子供たちの保育環境をよくしたいとの保護者の皆さんの希望もあり、運営委員会を通じて市に対し、本年3月末をもって川沿保育所を閉所し、在園児は本年4月よりかもめ保育所へ入所したい旨の要望がなされたところであります。市といたしましても、運営委員会並びに保護者の皆

さんの意向でありますことから、閉所の決定をさせていただくとともに、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、資料8ページをごらんください。子ども未来部の所管する施設に係る指定管理者の指定の変更についてでございますが、川沿保育所の指定管理者として現在川沿保育所運営委員会が指定を受けておりますが、本年3月31日をもって保育所を閉所することに伴い、指定管理者の指定期間を本年3月31日までに変更するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(中嶋課長) 次に、私からは、議案第9号平成28年度北見市一般会計補正予算のうち、青少年課が所管いたします補正予算の概要並びに議案第18号北見市児童館条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

初めに、委員会資料3ページをごらんください。歳入の上段、民生費国庫交付金では、平成28年度から平成29年度までの継続費により整備を進めております留辺薬児童館建設事業にかかわり、平成28年度事業分の次世代育成支援対策施設整備交付金の採択を受けましたことから、436万1,000円を補正計上するものでございます。

次に、下段の民生債、留辺薬児童館建設事業債では、国庫交付金の採択を受けましたことから、430万円を減額し、補正計上するものでございます。

続きまして、委員会資料5ページから7ページをごらんください。3番、北見市児童館条例の一部を改正する条例についてでございますが、東相内地域公共施設複合化整備事業といたしまして、国、道支出金を財源に平成28年8月9日に東相内児童センターの工事に着手いたしまして、本年3月24日までの工期で現在工事を進めているところでございます。なお、施設の供用開始時期についてでございますが、引越し作業のほか内覧会を実施する予定でありますことから、開所のための準備期間を設け、住民センターとの複合施設として平成29年5月1日に開所す

る予定でございます。これに伴いまして、新旧対照表に記載のとおり、条例第2条に施設の名称と位置及び条例の別表に使用料を規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

以上私からの補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、子ども未来部を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 勉強するみたいで申しわけないですけれども、2ページの債務負担行為のところですが、補助金の追加、増額があったというところまではわかったのですけれども、それが債務負担の限度額の変更につながるというのがちょっと。私の感覚では、債務負担行為というのは、後年度に市が負担していく額の限度額を決めるのだと思うのですが、補助金の追加というのは、道が直接施設に対して補助するのであれば増額は必要ないと改めて思うのですけれども、そうではなくて、市を介してトータルの、結局北見市が出しましたよということにするための限度額の変更という意味なのでしょうか。ちょっとそのあたりを説明願いたいのですが。

○（堀越課長） ただいま菊池委員より債務負担行為の限度額の考え方についてご質問いただきました。委員のご質問の中にもありましたが、今回の道の補助金については、実施します認定こども園に直接の補助ではなく、当市を経由しての補助ということになります。このことに伴いまして、道から市に対しても補助金ということで受けるのですけれども、施設に対する補助金については、北見市の歳出予算を組ませていただきまして、施設に対しての補助金を支出させていただいている、そういう状況になっておりますことから、債務負担行為ということで議決をいただいているところでございますが、追加分につきまして増額の補正をさせていただく内容でございます。

以上でございます。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で子ども未来部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室所管の審査を行います。

補足説明を求めます。

○（津幡室長） おはようございます。それでは、本定例会に提案いたしております議案第9号平成28年度北見市一般会計補正予算のうち、地域医療対策室所管にかかわります補正予算の内容につきまして補足説明をさせていただきます。

北見医師会看護専門学校運営費補助金についてであります。同校の存続と安定運営に関する支援として、本年度におきましても、学校運営に係る決算見込みを踏まえ、収支不足額を支援するものでございます。

なお、平成29年度において新課程となる看護学科の入学試験は既に終了し、定員40名の確保が見込めるものと伺うところでありますが、今後におきましても、同校の経営改善に向けての取り組みなどについて、医師会とさらに協議を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、本年度の看護専門学校に対する支援の詳細につきましては、主幹から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（山下主幹） おはようございます。それでは、地域医療対策室所管にかかわります補正予算の内容につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書では、19ページから20ページであります。委員会資料に基づきご説明させていただきます。

きます。

北見医師会看護専門学校に対する支援につきましては、北見医師会から、平成25年11月に同校の看護学科の改編を行う間における定員割れなどの影響による収支不足への支援要望があったものであります。地元で根差した看護師、准看護師の養成を行う同校の存続と安定運営のため、支援が必要でありますことから、学科改編の影響を受ける平成25年度から平成30年度までを予定し、毎年度学校の運営状況を確認した中、支援を行うものであります。

委員会資料1ページをごらんください。本年度における北見医師会看護専門学校運営費補助金であります。平成29年4月の看護学科全日制3年課程の開設に向け、専任教員の配置や教材備品など準備を進めてきたところであります。平成28年度におきましては、同校の収支不足に対する追加補助金として8,254万5,000円を補正するものでございます。

資料2ページをごらんください。上段の表であります。看護学科の学科改編終了までの定員割れや生徒を募集しない期間において授業料等の収入を見込めないことによる各年度における影響を表示しており、平成28年度につきましては、学科改編による募集なしと定員割れの影響を一番に受けるものであります。

次に、(2)北見医師会看護専門学校の運営状況についてであります。生徒数の状況では、准看護学科におきましては、平成28年度の入学定員を20人としたこと、進路変更や家庭の事情等による中途退学者があり、2学年の生徒数の合計が48人で、定員に対する充足率は80.0%となっております。また、看護学科におきましては、平成27年度から募集を停止しておりますことから、3年生のみとなり、生徒数が10人で、充足率は8.3%となっております。このような状況から、決算見込額であります。収入におきましては、生徒数減の影響から授業料等納付金の減少、また支出におきましては、更新が予定されていた教材備品等を修繕により対応するな

ど、管理費の縮減に努めたものであります。結果下段に記載のとおり収支不足額は8,254万5,000円と見込まれるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○(隅田委員長) 補足説明が了しましたので、地方医療対策室を審査の対象といたします。

ご質疑のある方ございませんか。

○(鈴木委員) 医療に関しての医師不足、または看護師不足というのは否めないものでありまして、本市においても少ない、足りないというのが現状だと思うのです。これを見ると、平成31年になったら現状とは違って回復するのでしょうかけれども、最終的に平成31年のときに、毎年40人が入ってくるわけですから、120人になるわけですね。授業料等の納付があって、市は平成31年以降どのくらい見込まなければならぬものなのでしょうか。

○(菊池委員) 重なる部分もあるかもしれませんが、今までの平成25年度以降の補助というのは、北見市としては大変重い決定のもと補助をしてきたと思います。もちろん、ここで閉鎖とかそういうことになれば、北見市における看護師の充足というのは本当に危機的状態もあったかもしれませんが、そのように対応してきたという点では頑張ってきたという思いもあります。ただ、今ありましたように、これからどうなるのだろうというのがやはり気になるところです。平成29年度、新年度から1年生が入ってこられるという予定になっております。もう既に入学に関する考査等は終了しているのではないかと思います。現状40人の定員に対してどのような状況なのでしょうか、お知らせいただければと思います。

○(山下主幹) 鈴木委員から平成31年度以降の北見市の支援額の関係についてのご質問であったかと思っております。平成25年度にまず北見医師会看護専門学校より支援要望いただいた、その際にはシミュレーションを行っておりまして、平成31年度生徒数が充

足した場合につきましては、あくまでも平成30年度までの期間限定の生徒数不足に対する支援ということもありまして、平成31年度からはこのまま生徒が順調に定員が満たされることになりましたら、支援等につきましては、経営が改善されまして、学校が独自に運営できる体制が整えられるということでのお話をいただいているところでございます。

また、菊池委員から、平成29年度の1年生の入学の状況等についてのご質問をいただきました。今回看護学科につきまして、受験者数につきましては、59名の受験者がございました。その中で推薦入学、地域社会人入学、一般入学試験、3種類をそれぞれ選抜を行いまして、合格者を決定している状況でございます。現在のところ、医師会からお聞きしている内容につきましては、40名全員が入学の手続を済まされているとお聞きしておりますので、今後不測の事態がなければ間違いなく40名の定員を確保できるものと、市としましては把握している状況でございます。

以上でございます。

○(津幡室長) 鈴木委員からございました平成31年度以降の看護学校の経営についてでございますが、ただいま主幹から説明いたしました、一方准看護学科につきましては、当初700万円という金額が補助されておりますが、准看護学科におきましては、赤字体質ということもございまして、今後医師会と協議が必要とは考えてございますが、いずれにいたしましても、看護学科の定員が確保されますと、そちらの補填がされるということで、これにつきましては、十分医師会とも協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○(鈴木委員) 平成30年度までの補助をすると。新たな要望がなければ平成31年度から補助しないという考え方でいいのか。

それから、毎年40人ずつ卒業していくわけです。准看も入れると、ほかの病院で正看をとるという形

になるのかもしれないですけども、素直にいけば60の方が卒業されるという見込みですよ。跡を追いかけるわけではないのですけれども、北見市内の医療機関に対して就職率というのはどのくらいになっているのかというのは、わからなかったら今すぐ答えていただかなくても結構なのですけれども、わかる範囲であれば教えていただきたいと思います。この2点についてお願いします。

○(山下主幹) 鈴木委員から市内への就職率の関係のご質問をいただきました。直近の数字でいいますと平成27年度の数字となりますが、北見市内、准看護学科につきましては24%、卒業生25人のうち6名市内に就職してございます。その他14名は准看から看護学科に進学という形をとっております。なお、看護学科につきましては、21人卒業のうち17人が北見市内に就職しているという状況になっております。

以上でございます。

○(津幡室長) 鈴木委員からございました平成31年度以降の考え方でございますけれども、先ほどお答えいたしました700万円につきましては、国、道の補助金に変更されたときに北見市として補助をさせていただいたものでございますので、これにつきましては、後年度また協議をさせていただくものと考えております。

以上でございます。

○(菊池委員) 2ページの資料の 決算見込額 というのがあります。この中で就学奨励補助金というのが、平成27年度、平成28年度を比較すると68万円下がっているということなのですけれども、これは行政の中での対応なのでしょうか。それとも、就学者というか、そういう人数に比例して出したものなのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○(山下主幹) ただいま菊池委員より就学奨励補助金につきましてご質問いただきました。こちらにつきましては、在学生徒1人当たり2万円の補助金を積算してございます。また、医師会エリア、北見

市、訓子府町、置戸町で人口割に応じまして負担割合を決めまして補助している状況でございます。

以上でございます。

○（菊池委員） この決算書の中身は、例えば今回医師に対しての奨学金というのがありますけれども、各3市町のもとではそういう奨学金ですが、そういう制度をこれとは別に設けられているのですか、現状どうでしたか、その点お願いします。

○（山下主幹） 菊池委員よりご質問いただきました就学資金等の質問でございますが、北見市におきましては、平成25年度医師会看護専門学校授業料の改定にあわせまして就学資金貸し付け事業を創設いたしました。しかしながら、訓子府町、置戸町につきましては、現在のところ就学資金等の制度は設けていないと聞きしております。

以上でございます。

○（加城委員） ちょっとだけお聞きしたいのですが、先ほど授業料の関係で初年度で大体お一人頭100万円、次年度から約80万円ということで、3学年そろえばほぼ赤字体質が准看も含めてクリアされますというご説明、それは理解したのですけれども、その部分で平成31年度になったとき、それまでの間に定員募集に関して市としてもどういった形がかかわっていくのか、積極的にかかわらないで医師会にお任せするのか、その辺の方向性を一つだけお聞かせください。

○（山下主幹） 加城委員よりご質問いただきました看護師の生徒募集に対しまして、市のかかわり方について答弁させていただきます。まず、看護専門学校につきましては、今までオホーツク管内の高校等に生徒募集についての周知を行ってきたところでございますが、今年度平成29年度募集に対しましては、道東圏域にエリアを広げまして、訪問して生徒募集に取り組むものと、またオープンキャンパス等で生徒募集に取り組んでいる状況でございます。また、北見市のかかわりにつきましては、北見医師会看護専門学校と今後に向けて協議を進めまして、よ

り生徒が集まるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で地域医療対策室の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、付託議案5件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、3月16日午前9時30分から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、所管部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部、保健福祉部及び子ども未来部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三樹部長) それでは、私から紙おむつ類無料回収事業についてでございますが、本事業につきましては、子ども未来部、保健福祉部、市民環境部、3部に係るものでございますが、私から一括して委員会資料に基づきまして補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。(1)目的でございますが、子育て支援施策並びに高齢者及び障がい者の福祉施策として、在宅で紙おむつ類を使用している方の経済的負担の軽減を図るために実施するものでございます。

(2)対象物は、紙おむつ、布おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、おしりふきとし、防水シートは対象外といたします。

なお、老人ホームなどの福祉施設、保育園、病院などの施設から出る紙おむつ類は事業系ごみですので、無料回収の対象外となります。

(3)排出方法として2点ございますが、1点目は、紙おむつ類は汚物を取り除き、排出者みずから用意した中身が確認できる透明、半透明の袋に入れて、燃やすごみの収集日に日ごろ使用しているごみステーションへ排出することとし、排出後は委託業者により収集し、廃棄物処理場で焼却処理を行います。

2点目は、袋の大きさは45リットル以内、重さは1袋10キログラム以内といたします。

(4)排出における注意点は2点あり、1点目は、紙おむつ類と違うものが入っていた場合や中身が確認できない袋で排出されたものは回収できません。2点目は、ペット用は対象外となります。

(5)周知方法といたしましては、広く市民に周知するため、広報きたみ、ホームページの掲載、フ

ェイスブック、FMオホーツク、広報メモの活用や町内会の回覧を通した周知のほか、ポスターやチラシを作成し、母子手帳交付時や高齢者・介護・障がい者の関係団体に対し、紙おむつ類の無料回収が新たに実施されることの周知を図りたいと考えております。

(6)無料回収の実施日でございますが、平成29年6月1日から実施いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 委員長、ちょっと確認なのですが、新年度予算そのものはこういうお金がかかりますという表示はなかったかと思うのですが、議論をしても先議にはならないということをやっているのでしょうか。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの菊池委員からの質問ですが、新年度予算には入っていないということです。

ほかにご質疑ありませんか。

○(飯田委員) ご説明を受けました。それで、本会議でも質問させてもらったのですが、まず排出における注意点ということなのですが、やはり中身が違うものが入ることが一番心配があります。このところをどう対応するのか。それと、ペット用は対象外ですとなっていますけれども、これも紛れて入ってくる可能性もあるので、この辺をどうやっていくのが大事だろうと思うのです。

関連しますけれども、周知の方法、ホームページ、広報、フェイスブックやFMオホーツク、広報メモ

を使ったりして、町内会の回覧をしていくということなのでしょうけれども、市ではごみの排出に当たって、冷蔵庫あたりに張れる一覧のごみ収集の表があるのですけれども、この辺は新しいものをつくるとか、今回予算は上がっていませんけれども、その辺はどう考えているのか。部はちょっと変わるかなとは思いますが、この辺はどのように考えているのかお示ししていただきたいと思います。

○（菊池委員） 以前要望をさせていただいたときには、例えば非課税の世帯とか、子供世帯とか、いろいろ一斉にやるのは大変だなという思いもありました。今回全面的に対応されるというのは、本当にいろいろ効果といいますか、非常に大きな意味があると感じます。そんな中で、こういう制度ができると町内で不法投棄ではないのですけれども、袋に入れないままぽんと置いていたりするようなことを町内会の方々は非常に気にしています。名前を書きなさいとか、いろいろと話が出まして、そういうことは市は求めているのですということをお話したりするのですけれども、やはりいろいろ問題が発生するようなことがあって、結構そういう意見が強く出る場合があります。そういう点で今回のこういう取り組み、周知をやっていただくということなのでしょうけれども、その点での注意されるべきことについて、もう一回答弁願います。

それから、以前からも要望されている市民からは大変なお金がかかるのですよと、1カ月これぐらいという話を聞いたことがありますけれども、市としてはどういう規模のものを、これぐらいは出るかなと予想されているのかという点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○（高橋課長） 飯田委員からご質問ありました排出における注意点の関係でございます。現在もですけれども、これまで燃やすごみの袋で出されてございます。これらのごみの収集に当たって、例えば燃やすごみの袋に燃えないごみだとか、違うものが入

っている、またプラスチック容器包装についても汚れたものが入っているという場合につきましては、警告シールを張らせていただきまして、次回収集まで置いておきまして、不適切な排出の場合については、出したときに出した方が気づいていただくようにしております。また、余りにも混在物が多かったり、あるいは不適切という場合につきましては、例えばステーションに出している市民の方からの通報や、あるいは収集委託業者からの通報がありますので、私ども職員が現場に行きまして中身の確認を行っております。その中で、これまで中身が判明すれば排出者に指導等を行ってきております。今回につきましては、紙おむつですので、誰が排出しているかというのは非常に難しい点がございまして、こういう場合につきましては、ステーションに警告の注意、あるいは適正な出し方のチラシというのですか、ステッカーというのですか、そういうものを配置したいという考えを持っています。また、そのステーションを利用しています町内会、あるいはマンションに対して適正な排出をとという形でチラシなりを配布していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（高橋課長） 菊池委員からございました市民の方への適正な排出の関係についてでございます。これにつきましては、現在作成してございますごみの排出に係る手引、あるいはチラシ、また、ごみカレンダー、この辺のところを使いまして、全市民にわかるような形で周知していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○（桑島課長） 菊池委員からご質問ございました

経済的負担軽減、どの程度かというご質問だったかと思いますが、子育て世帯の部分につきましては、まず個人差というのがあると思いますけれども、1日大体10回弱のおむつの交換ということで、1週間大体15リットルの袋二、三枚程度ということで、1カ月10枚ということで想定してございまして、金額にいたしますと年間3,600円程度と推計してございます。人数につきましては、これも大体4歳未満ということでは3,200名、世帯につきましては、おおむね2,800世帯と推計してございます。

私からは以上でございます。

○(市山課長) 菊池委員からいただきました経済効果の部分でございますけれども、介護福祉課関係の高齢者の部分、こちらにつきましては、要介護4と5ということで想定をさせていただいて約1,600人。それで、私ども障がい者の部分、紙おむつを日常生活用具として給付している方ということで想定させていただきまして約30名、こちらは在宅の方なのでございますけれども、ということで1,630名という形になっております。年間当たりの購入見込みにつきましては、1月当たり30リットルの袋に対して7.5枚ということをご想定させていただきまして、1年間当たり5,400円ということで、1,630人に対して5,400円となりますと、約880万円程度ということになりますけれども、障がい者及び高齢者につきましては、要介護4、5以外、3でも2でもやはり排泄にかかわって介助等の必要な方、障がい者の部分もそうでございますけれども、そういう方々もいらっしゃるものですから、幾らということは明確にはちょっとご説明はできないのですけれども、私どもといたしましては、そのような形で想定させていただいてございます。

以上でございます。

○(滝沢部長) 今の経済効果の部分について補足をさせていただきますが、あくまでも想定につきましては、お子さんも高齢者も障がい者の方も個人差がありまして、若年でもおむつを使用している方も

中にはいらっしゃると思います。その中で、今回のこの事業につきましては、強制ではありませんので、当然毎週出されるごみの袋にあきがあればそこで排出をされる方もいらっしゃると思いますので、今は想定でごみ袋の枚数の形では説明をいたしましたけれども、なかなか簡単には想定はできないと思っておりますので、これは実施してから、今ごみは毎年組成調査も行っていますので、おむつ類についてもそのような調査を行いながら、どの程度になるかというのは注視してまいりたいと思っております。

○(鈴木委員) この事業については、非常に効果的な事業だと考えております。ただ、先ほどもちょっと答弁もあったようなのですけれども、排出するときのモラルの問題なのです。今滝沢部長がおっしゃったように、今までと同じく燃えるごみの中に入れて出したって構わないのですけれども、そういうふうにならなくていいわけですから。それが今度単独に別になるわけですね。カラスの問題が出てくると思うのです。今までであれば大きい袋ですから、引っ張れないのですけれども、小さい程度の袋だったら引っ張ってこれるような状況になるのだと思うのです。また、ごみステーションがきちんと整っていけない。例えば地面に置いて袋だけかぶせてあるといったところについては、そういったものもあるので、こういう周知の徹底もいいですしけれども、その辺に関する周知のあり方というものもしていただきたい。物が物ですから、衛生面もありますので、その辺散らかってしまうという形のものでは困るので、その辺の周知もこの中に入れていただきたい。これは、お願いの部分でありますけれども、お願いしたいと思います。

○(隅田委員長) 意見ですね。

○(鈴木委員) 意見です。

○(隅田委員長) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部、

保健福祉部及び子ども未来部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。
理事者の説明を求めます。

○(滝沢部長) 市民環境部から環境課が所管しております地球温暖化対策事業についてご報告をさせていただきます。

この事業は、昨年5月10日に政府が提唱する地球温暖化対策のための国民運動、COOL CHOICE、賢い選択という意味でございますが、北見市も市長が賛同を宣言し、国の支援事業に応募し、採択されたことを受け、昨年6月27日に開催されました当常任委員会において事業実施についてご審査いただき、第2回定例会において事業予算の議決をいただき、実施したものでございます。

COOL CHOICE in 北見を合い言葉に、夏はクールビズ、冬はウオームビズ、家の家電を見直そう、高効率の照明を使おうの4つの指標をテーマに、地球温暖化対策に関する普及啓発活動を実施してきたところでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(今泉課長) それでは、地球温暖化対策事業の報告について、委員会資料に基づき補足説明させていただきます。

資料1ページをお開き願います。初めに、(1)の事業概要についてであります。本事業は、政府が提唱する地球温暖化対策のための国民運動、COOL CHOICE、賢い選択に昨年5月に市長が賛同を宣言し、COOL CHOICE in 北見を合い言葉に、夏はクールビズ、冬はウオームビ

ズ、家の家電を見直そう、高効率の照明を使おうの4つの指標をテーマに掲げ、市民の意識改革や自発的な取り組みの拡大、定着を図ることを目的に、環境省の補助事業を活用し、地域特性を踏まえた温暖化対策を推進してきたところでございます。

次に、この事業における普及啓発活動では、市の広報紙やホームページ、地域情報紙、FMラジオなどの情報発信のほか、下記の表のとおり昨年7月から本年2月までに、さまざまなイベントにおいて、チラシの配布による周知活動や賛同の署名をいただきました。また、年間を通じて企業や団体にも呼びかけ、温暖化対策の普及啓発に取り組み、10月には温暖化防止や省エネに関するアイデア募集も行いました。各イベントでの賛同署名数及びチラシの配布枚数は表のとおりとなっております。

次に、2ページをごらんください。主なイベントでは、11月に市が事務局を務めます北見市民環境フォーラム実行委員会が主催した市民環境フォーラムにおいて、環境省や北海道、北見商工会議所、北見工業大学、オホーツク地域エネルギー環境教育研究会、オホーツク新エネルギー開発推進機構、エコスクール運営委員会など、産・学・官・民と連携して、COOL CHOICE in 北見をテーマに温暖化対策についての講演やパネルディスカッションを実施いたしました。また、本年2月には、同じく市が事務局を務めますエコスクール運営委員会主催のエコスクールセミナーにおいても紹介と報告を行ったところでございます。

次に、省エネアイデアの募集とガイドブックの発行では、暮らしの省エネアイデアを広く市民から募集し、有効なアイデアを表彰するとともに、アイデアを活用したガイドブックを作成し、配布することで温暖化対策の周知啓発に努めております。

省エネアイデア募集では、応募総数70通の中から市長賞、ミント賞、エコスクール特別賞、優秀賞3点の合計6点について、それぞれ表彰をいたしました。

ガイドブック作成では、きたみ省エネガイドブックとして1,000部作成し、市の窓口等で配布してございます。このガイドブックでは、地域特性である北見の冬に応じた省エネ対策を初め、市民の皆様からいただいた省エネアイデアとして、エアコン、ストーブはお出かけ15分前のオフなど、毎日の暮らしでできることが多く寄せられました。また、家庭では電気、ガス、灯油、水道から成る水道光熱水費は必ず支出するものであり、家計に占める割合は決して小さくないことから、家庭で省エネを実践するチェックシートも掲載し、家計にもお得な省エネの取り組みを紹介しております。

次に、アンケートの実施では、この事業の波及効果や温暖化対策に関する実態を把握するため、20歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施いたしました。調査の概要でございますが、調査対象は20歳以上の市民700人を無作為に抽出し、回答数は271人で回答率は39%となりました。調査時期につきましては、平成29年1月6日から1月24日まで、調査方法としましては郵送にて行い、調査項目につきましては、1つ目として地球温暖化の現状について、2つ目として温暖化対策に関する国の動き及び市の取り組みについて、3つ目では家庭での温暖化対策状況についてでございます。

次に、ア) COOL CHOICEの認知度について、3ページの上部円グラフをごらんください。北見市と全国との比較となりますが、北見市ではよく知っているが10%、聞いたことがあるが41%と、答えた回答者は合わせて51%と全国平均を上回る結果となりました。

次に、イ) 世代別地球温暖化の認識については、中段上部の棒グラフのとおり、世代間でばらつきが見られ、どの世代も多くの回答者が非常に深刻である、深刻であると回答されていますが、特に60代以上では9割の方が占められています。一方中段、下段のグラフのとおり、COOL CHOICEの認知度については、若年層が低いという差が見られ

ました。

なお、両グラフについては、北見市のアンケート調査結果となっております。

次に、ウ) 家庭での温暖化対策状況については、4ページの表及び棒グラフをごらんください。給油から車に関するものまでの18項目中、11項目が全国平均を上回る結果となりました。

また、COOL CHOICE in 北見をよく知っている、聞いたことがあると回答された方が、地球温暖化を深刻に受けとめて省エネ行動を実践している傾向が見られました。

この表及びグラフによる家庭での温暖化対策状況については、項目の1から18について環境省において平成26年10月から平成27年9月までの1年間、家庭からの二酸化炭素排出量の推計による実態調査を行ったものと北見市を比較したものでございます。

また、項目10、19、20については、COOL CHOICE in 北見の実態を把握するための北見市独自の調査項目でございます。

次に、(2)の今後の取り組みについてでございますが、市は、COOL CHOICE 啓発事業を通年で実施し、全国と比べて認知度が高いことを確認することができました。しかし、年代別で見ますと若年層の認知度が低いことや、家庭での温暖化対策状況は全国平均より低い取り組み項目もあるなど、課題も明らかになりました。本事業で明らかになった課題を踏まえ、特に未来を担う若い世代が興味を持ちやすい周知方法の検討や取り組みやすい温暖化対策の提案等を検証し、国や北海道、関係団体と一層の連携を図りながら今後も継続して温暖化対策の普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で市民環境部が

らの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(高畑部長) それでは、保健福祉部所管の報告事項につきまして概要をご説明させていただきます。

初めに、第2期北見市障がい者計画(案)についてでございますが、昨年12月12日開催の当委員会において、計画策定に係る経過と計画素案につきましてご報告させていただきましたが、1月18日まで実施いたしましたパブリックコメントの結果を踏まえ、策定作業が終了いたしましたので、第2期北見市障がい者計画(案)についてご報告させていただくものでございます。

次に、第6期北見市介護保険事業計画に係る施設整備の見直しについてであります。特別養護老人ホームなどの施設の待機者が、有料老人ホーム等の増加に伴い、計画策定時の推計値に達していない状況となったことから、施設整備の見直しを行いましたので、ご報告させていただきます。

次に、国民健康保険の制度改革についてありますが、平成30年度から施行されます財政運営の都道府県化を柱とする新たな国民健康保険制度につきまして、その概要と保険料算定の仕組み及び今後のスケジュール等につきましてご報告させていただきます。

私から以上ですが、詳細につきましては、担当主幹及び課長からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(山下主幹) それでは、私から1、第2期障が

い者計画(案)についてお手元の資料に基づきご説明いたします。

第2期北見市障がい者計画(案)は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画である北見市障がい者計画において、本年度計画期間が満了することから、障がい者計画策定委員会を設置し、計画素案が決定され、2月14日、市長に第2期北見市障がい者計画(案)が提出されたところであります。

初めに、(1)計画の位置づけであります。委員会資料1ページをごらんください。計画(案)では4ページとなります。北見市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められる市町村障害者計画であり、地域の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされていることから、第2期北見市障がい者計画として策定事業を進めています。

(2)計画期間であります。委員会資料2ページをごらんください。計画案では6ページとなります。第2期計画の計画期間は平成29年度から38年度の10年間とし、中間の平成33年度に制度変更等の変化に対応した見直しを行うこととします。

(3)基本理念であります。委員会資料2ページ下段をごらんください。計画(案)では41ページとなります。基本理念につきましては、前回の計画と同様に、全ての障がいのある人の自立と社会参加を促し、市民の誰もがいつでも笑顔で暮らせるまちづくりを目指します。全ての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現を定めました。基本理念は、計画全体を貫く基本的な考え方であり、これからの10年を展望したまちづくりの道しるべと考えております。

委員会資料3ページをごらんください。計画(案)43ページとなります。(4)計画の基本目標であります。基本目標については各分野ごとに基本目標1、さまざまな障がいに応じた生活の支援充実より8項目を設定しております。

(5)計画の施策体系でございますが、委員会資

料4ページから7ページをごらんください。計画(案)では44ページから47ページとなります。今回設定した8つの基本目標を達成すべく、今後進めていく主要な施策を体系図として掲載しております。

なお、計画(案)の51ページから79ページ、第4章、施策の展開として主要な施策について具体的な内容を記載しております。

(6) 計画策定の経過については、詳細を委員会資料8ページと計画(案)の87ページに記載しております。本年(19ページで「平成28年」に訂正)6月に第1回北見市障がい者計画策定委員会を開催し、以後5回の策定委員会及び5回のワーキンググループを行うとともに、アンケート、ヒアリング調査及びパブリックコメントなどを実施し、本計画(案)を策定していただいたところであります。

(7) 第2期北見市障がい者計画素案に対する意見募集の結果について、委員会資料9ページをごらんください。募集期間は、平成28年12月20日から平成29年1月18日、募集の結果につきましては、1名の方から2件のご意見をいただきました。

なお、意見についてであります。記載の表の左側に意見の内容を要約、右側に市の考え方を示しております。市の考え方の欄の白抜きのページとなっております。

また、今回新たに表紙などに障がいのある方の会がイラストなどの作品を掲載することとし、広く募集を行った結果、41件、103点の応募があり、表紙などに掲載させていただき、選定から漏れた人の作品を計画(案)の91ページ以降、絵画、イラストなど、作品のご紹介を掲載させていただきました。

今後、本計画(案)を着実に実行するように、各施策について関係部局と連携を進めてまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(鈴木課長) 続きまして、私から介護福祉課所管にかかわります報告案件につきまして補足説明させていただきます。

10ページをお開きください。第6期北見市介護保険事業計画に係る施設整備の見直しでございますが、(1)趣旨に記載させていただいたとおり、第6期介護保険事業計画に係る地域密着型サービス施設の整備につきまして、表1のとおり事業者を公募する予定でしたが、下記(2)見直し理由に記載のとおり、要介護認定者数が増加する一方で、市の事業計画対象外であります有料老人ホームなどが第6期介護保険事業計画を策定した平成26年度末以降今日まで9施設開設され、188床増床していることから、特別養護老人ホーム及びグループホームの待機者が計画策定時の推計値に達していない状況となったものでございます。このことから、平成29年度地域密着型サービス施設整備(北部地区)について実施を見送るものでございます。

なお、平成28年度の東部地区でのグループホーム、小規模多機能型居宅介護の公募は既に実施済みでございます。今月、平成29年3月開設予定となっております。

最後に、(3)計画見直しに係る経過及び今後の予定でございますが、本日報告の後、整備計画の変更について公表するとともに、道に報告する予定でございます。

また、平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定に向けてでございますが、一般高齢者、要介護認定者及びその介護者を対象としたニーズ調査、さらには介護事業所とその従業員を対象とした実態調査をたまたま実施中でございまして、介護保険サービス見込み量を要介護認定者数や待機者数の推移などから推計した上で施設整備の必要性を検討してまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○(佐野課長) 次に、国民健康保険の制度改革についてご説明申し上げます。

委員会資料11ページからでございます。国民健康保険制度につきましては、平成27年5月の法改正により国保の財政基盤の抜本的強化を図ることとあわ

せ、平成30年度からは都道府県も市町村とともに保険者として国保の運営を担うことが規定され、現在国、道、市町村においてそれぞれ作業が進められているところであります。

初めに、制度改革に至った経緯ではありますが、（１）をごらんください。現行の市町村国保は、年齢構成が高く、所得が低い加入者が多いという構造的な課題のほか、財政運営が不安定な小規模保険者が多く、かつ医療費や保険料水準の市町村間格差が大きい等の問題を抱えております。こうした課題を解消し、今後も国民皆保険制度を堅持するため、国保財政の基盤強化策として、既に一部実施されております公費投入による財政支援とともに、都道府県が国保の財政運営の責任主体を担うことで、安定した制度運営を図ることとされました。

次に、（２）平成30年度からの道と市町村それぞれの役割と主な改正点ではありますが、それぞれの役割について の表に記載しております。道の主な役割としては、財政運営の責任主体となり、全道で給付に必要な財源を確保するため、市町村ごとの国保事業費納付金及び標準保険料率を算定します。また、道内の国保事業における統一的な運営方針を示し、事務の効率化、標準化、広域化を推進するとともに、市町村が行う保健事業について必要な助言、支援を行います。

一方、市町村は資格管理、被保険者証の交付、保険料の賦課徴収、保険給付の決定、保健事業など、被保険者の実情に応じたきめ細かな対応が求められる事業を担うこととなります。

次に、資料12ページ、 に平成30年度以降の主な改正点といたしましては、資格管理では、現行は市町村単位で運営をしていることから、転出入の際はそれぞれの市町村で喪失、加入という取り扱いですが、都道府県化後は道内での移動であれば資格は継続され、世帯の継続性が認められるものにつきましては、高額療養費の多数回該当のカウントも引き継がれることから、該当者は自己負担額が軽減される

こととなります。市町村事務におきましては、道が策定する運営方針において被保険者証の様式や有効期限の統一などが規定され、効率化、標準化が図られるものと考えております。

また、新たな財政支援策として医療費適正化や保険料収納率等に係る市町村保険者の取り組みに応じ、公費が投入される保険者努力支援制度が導入されます。なお、この制度につきましては、平成28年度から現行の調整交付金により一部前倒しで実施されているところであります。

次に、（３）今回の制度改革のポイントではありますが、先ほども申し上げましたように、道が国保の財政運営の主体となり、道が設置する特別会計において経理されるようになることであります。下段に平成30年度からの国保財政の基本的枠組みの概念図を掲載しておりますが、道は国保の給付に必要な費用を全額市町村に交付し、その財源は国からの交付金等と市町村からの納付金により賄います。一方、市町村は道に納付金を納めるため、従前どおり被保険者に対し保険料の賦課徴収を行い、保険給付費の支払いは道からの交付金を充てることとなります。

次に、13ページをごらんください。（４）新たな保険料算定の仕組みではありますが、道は全道の医療給付費見込額から交付金等を差し引き、必要な納付金額を定め、各市町村の医療費水準や所得水準を考慮の上、市町村ごとの納付金額を算定し、あわせて納付金額に応じた標準保険料率を示します。市町村は、それらを参考にそれぞれ保険料率を決定し、賦課徴収を行うこととなります。この納付金及び標準保険料率の算定に当たり、道では一定条件のもと納付金と各市町村の保険料を比較することで保険料の変化の傾向を把握し、算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を検討、協議する際の参考とするため、市町村から収集したデータをもとに仮算定を行っております。

昨年11月に1回目の仮算定結果が公表され、その結果を踏まえ、国の考え方の変更や数値の精査を反

映させ、本年2月第2回目の仮算定が行われております。

資料中段の表には、2月に行われました仮算定結果の数値を記載しております。1人当たり平均額として都道府県化後の保険料試算額と現行保険料を比較しておりますが、算定条件といたしまして、この保険料は医療給付費分、後期高齢者支援金分、過誤納付金の合算額であり、試算額はあらかじめ国が示した係数及び平成29年度予算案をベースに算定しております。

また、現行保険料につきましては、平成27年度決算額ベースで法定軽減分を含めた保険料収入に赤字補填等に係る法定外一般会計繰入金、単年度赤字額などを加算した、本来保険料として集めるべき額で算定されており、実際の賦課額とは異なる数字となっております。

この仮算定の結果によりますと、都道府県化後における本市の1人当たり保険料の試算額は現行保険料に比べ6%ほど低くなると見込まれております。また、全道平均値との比較では、本市は所得水準が全道水準を上回っておりますことから、試算額、現行保険料とも高い状況となっております。

下段の表には、納付金額をもとに示された標準保険料率と本市の平成28年度の保険料率を記載しております。

今後、国及び道では、この結果をもとにさらに協議、検討を重ね、本年夏以降に道による3回目の仮算定が行われ、実際の納付金及び標準保険料率となる本算定結果は平成30年1月ごろに示される予定となっております。

次に、資料14ページをごらんください。(5)北海道国民健康保険運営方針についてであります。新制度におきましては、道と市町村が共通認識のもと、共同で保険者の事務を担うとともに、これまで市町村保険者ごとに取り組んできた事務の効率化、広域化を推進できるよう、道内の統一的な運営方針を定めることとされております。このことから、道

では平成30年度以降の国保運営の指針となる北海道国民健康保険運営方針の作成を進めており、現在その原案についてパブリックコメントが実施されているところです。その後、北海道国民健康保険運営協議会への諮問、答申等を経て、7月に決定、公表される予定となっております。

最後に、(6)として平成30年度の新制度施行までの道と市の主な作業スケジュールを記載しております。新たな制度の施行に当たり、現時点では詳細が未決定な部分も多々あり、それらについては今後順次定められていくこととなりますが、市では新たな制度に対応すべく、システム改修等を行うとともに、新年度予算、保険料率、必要な規定の整備など準備を進めてまいります。

国民健康保険の制度改革に係る説明は以上でございます。

○(大栄次長) 先ほど障がい者計画(案)の説明の中で資料8ページ、第1回障がい者計画策定委員会のときに本年6月と説明したところ、平成28年6月であることを訂正いたします。申しわけありませんでした。

以上です。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) 国民健康保険料の制度改革によって、平成30年度から北海道が担うという形になるのだと説明を受けました。これを見ると6.04%ぐらい現行保険料より低くなっているわけですが、素直に下がるという感じで見えていいのでしょうか。全員が下がるという形で我々は受け取っていいのかどうか、まず質問させていただきます。

それから、集めたお金、保険料は北見市に納付する。そして、それを全部北海道にやるわけですね。そうすると、会計チェックだとか、事業チェックというのは誰がどこで行うのか教えてください。

それから、市の事務事業というのは、このことによって、一番下にきめ細かい保健事業を実施します

となっていますけれども、北見市の事務的なものというのは減るのかどうなのか、その辺のところを教えてください。

それから、第2期北見市障がい者計画でありますけれども、10年のスパンというのは非常に長いと考えます。途中で計画の見直しがあるわけですね。第6期北見市障がい福祉計画と重なる部分がありますから、こここのところである程度見直しもまたかけていくのかなと思いますけれども、10年というのは非常に長くて、その間に法令もいろいろ変わってくるわけです。そういった中で平成33年で計画見直しというのはどういう形の中でやっていくのか。

それから、もう一つ、障がい者計画の基本理念というのは変わらないのでしょうかけれども、第2期とした平成29年から平成38年までの部分、前の計画と大きく違うというのはどこにあるのか、そのことを教えてください。

以上です。

○(市山課長) 鈴木委員から障がい者計画につきましてご質問いただいております。

まず、10年の計画期間の見直しの部分なのですが、どのような形で見直しを進めていくか。平成30年に障がいの部分につきましても総合支援法の関係で改正がございます。また、他の部分につきましても改正が予定されてございますので、そういう部分を踏まえながら、また、そのときの北見市のいろいろな障がいを持たれている方の状況等も見ながら、さらに、いろいろな外の方々のご意見をいただいた形で見直しを進めてまいりたいと考えております。この部分につきましては、今回策定委員会という形をとりましたけれども、どういう形になるか、まだそこは決まっていませんけれども、市民の皆さん、障がい者当事者の皆様方のご意見等を伺った中で、新たな形で考えていくということも含めて進めていきたいと考えてございます。

引き続きまして、基本理念は変わらないけれども、今回の第2期計画はどのような部分が変わったのか

ということでご質問いただいております。まず、前回の計画につきましては、基本理念は変わっておりませんが、3つの基本目標を策定して、そこに施策の区分、そして主要施策という形でつくってございましたけれども、今回は前回よりも広く基本目標を大きくとりたいということで委員の皆様からご意見をいただきました。その中で基本目標を8つという形に大きくさせていただきまして、その中で目標もわかりやすいように、前は生活介護とか、医療とかという形で分けさせていただいたものを、さまざまな障がいに応じた生活支援の充実とか、そういうような言葉の、皆様方がわかりやすいような形にかえさせていただいております。

また、前回の期間に東日本の震災、そして熊本の地震等がございました。その中で各委員から言われているのは、災害から障がいを持たれている方の命を守る対策とか、いろいろな消費者犯罪等もございます。そういう防犯の部分の対策も推進したらよしいのではないかとということで、前は主要施策の1項目として入れさせていただいたものを、今回基本目標ということで大きな形で進めさせていただいているところが特徴になってございます。

私からは以上でございます。

○(佐野課長) 鈴木委員からご質問がございました1点目といたしまして、今回の仮算定結果で1人当たりの保険料が下がっているという試算のもと、平成30年度以降全員の保険料が下がることになるのかというご質問かと思っておりますけれども、現時点では1人当たり保険料という、平均保険料という形での仮算定の状況でございまして、今後またいろいろな数値の精査を行いながら、道でもまた仮算定を進めていきますけれども、ここで道から示されているのは、あくまでも北見市全体の所得水準等を考慮した上での1人当たりの平均という形で出しておりますので、全員が下がる、上がるということについては、今現在、同じ所得であれば今までと同じような形で考え方としては推移していくものと考えておりま

す。

次に、道に会計が移行しまして、道に納付金を納めるに当たって会計のチェックということでありますけれども、医療給付費とか、保険料につきましては、標準保険料率が示されて市町村で保険料賦課徴収を行って、その分を道に納付すると。給付分につきましては、それを財源に市町村に交付されるという形で、大きな部分の会計ということでは道の特別会計の中で経理されることとなりますけれども、市町村におきましても、引き続き特別会計を持った中で経理を行っていくこととなりますので、そういう部分でいけば市町村の特別会計の部分につきましては、引き続き議会等でチェックをいただくという形になると考えております。

それから、市の事務業務について具体的に減るのかというお話だったと思いますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、これまでどおり地域住民の直接顔の見える関係の中で被保険者証の発行とか、資格管理、保険料の賦課徴収といった業務を実施していくことになりまして、このことから市町村事務が大きく変わるとは今想定されておりません。ただ、都道府県化によって全道規模での資格情報の共有とか、事務の統一、そういった事務的な部分での変更が一部予定されているということでありまして、市町村の行う事務につきましては、大きく変わるものではないと認識しております。

以上でございます。

○（鈴木委員） よくわかりました。私どちらかというと国民健康保険制度というのが全部道になってしまうのかなと考えていたものですから、こういった質問になりました。でも、今の答弁を聞くと市町村と道が共同でやっていくのだという理念のもとでやるのであればわかります。そういったことで、下がるのか、下がらないのかということも今のところまだわからないということで受けとめておいていいですね。わかりました。意見とします。

○（菊池委員） 説明いただいた障がい者計画なのですけれども、今国で恐らく決まると思うのですけれども、元号が変わっていくような、そういう議論がされていますよね。そういう中で、これ10年となりますと平成29年から平成38年ということで、現状もそうなのですけれども、西暦表示というのがほとんどされないなど、皆さんから出てくる文章。以前にも何らかの形で言ったことあると思うのですけれども、余りそういう議論はないのだなということを変更して感じますが、これも恐らく途中で変わる可能性があると思いますよね、障がい者計画の年度も。実際案がとれた段階では、ぜひ西暦表示が適度にされているのがいいかと思います。

それから、基本目標を8つ挙げていただいて、それぞれが必要な目標だとは思いますが。そういう中で、この間相模原市の事件ですよね。障がい者に対する認識は、極端に言えばああいう考え方はあるなど。私たちの周りにも、事件にはならないけれども、そういう言葉は聞くなということをやったり感じます。そういう点が、それぞれこうやって計画を立てるときの、逆に言うと何かバックボーンにならないような、そういう状況が私は求められると改めて思います。特に障がい者の場合は、身体状況から親は別に子供たちを障がいがあるからといって面倒くさいとか、そんなふうにいる親はほとんどいないと思いますが、経済的に考えるとやはり残される子供たちというのは非常に深刻な状況だということ親は心配していると思います。そういう点で、この8つの目標の中に、例えばここに指標などを設けて、見直しを図る時期に、どこまで北見市は進んだのかということを一定の目安を設けて障がい者計画を決めていくという考え方はなかったのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

それから、介護保険の見直しのところなのですが、待機者がいなくなったということが小規模特別養護老人ホーム、北部地区29床やめるという話ですけれども、どんな状況の判断があって、数字的に示

していただいて、報告とあわせてお願いしたいと思います。

それから、国民健康保険に関しては、先ほど安くなるというか、6%ほどとなりましたけれども、その説明の中に本市は平均収入が高いと言われますと、ちょっと誤解を受けかねない。高い人もいますということで平均が高くなっているということだと思うのです。ですから、こういう表示をする際には、例えば年収幾らの人がどれぐらいいて、その方々はこういう保険料ですと、収入階層別の保険料が示さないと、本当に北見市が安いのか高いのかわからないというのが私がずっと感じてきていることですので、その点そう表示願えればいいなと思います。

それから、後期高齢者の医療制度は、広域の議会がありまして、そこで議論する場が確保されていますけれども、今回は一切そういう動きがなくて、誰がこの中身を決定するのか。北海道が全市町村の状況を全て決めると。各市町村の意思というのはどういう形で表現できるのか。今までの説明を聞いてみると、ほとんどそういう場面がないということを感じておりまして、その点どうなのかなと。やはり各市町村としては、道から言われたままをそうですかと言って、ただ納付金だけ納めて、あと事務処理作業は市町村がやるというのは、意思表示の場面がどこにあるのかというのが見えてきません。その点どのようになっていくのか。なければ、やはり私たちは要望していくべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

以上です。

○（飯田委員） 私からは国民健康保険制度の制度改革ということでお尋ねしたいと思うのですが、基本的に道が道内市町村とともに国保の運営を担うということだろうと思うのです。その中で市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化ということの推進だと思うのですが、北見市も平成29年度から情報集約システム等の連携にかかわるシステム改修というのがあって、私の認識が正しければ、

道も事務の効率化というのがあるのですけれども、過去に国保のシステムというのはそれぞれ自治体によって微妙に違うということをお聞きしたことがあるのです。これから道の運営ということになるわけですから、ここのところの改革というのは、どのような形で考えているのか。道が一本になって、道から各市町村にシステムの関係がいくのか、この辺をひとつお聞きしたいのと、先ほどの仮算定のところで北見市と全道平均と出ていますけれども、これから各町村で納付の仮算定というのが平成29年の9月に第3回目のやつが出ますけれども、全道平均というよりは、例えば10万人ぐらいの都市で、各市の状況と北見市がどうなのだというのがないと、いきなり全道だけの比較だとまちの形態も違うので、この辺は資料として比較するのであれば10万人ぐらいの都市のやつも出してほしいと思うのですけれども、これからいろいろな資料が出てくると思うのですけれども、この辺の考え方といいますか、これからも北見市と全道平均だけ出してくるか、それともあくまでも参考として10万人ぐらいの都市を出してくるか、この辺の考えについてもちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○（市山課長） 菊池委員より障がい者計画につきましてご質問をいただきました。まず、計画の西暦表示につきましては、現在報道の中でいろいろな形で話が出てきており、私も存じ上げております。西暦表示ということは変わることがないということもございますので、どういう形にするかということは、最終的につくる段階までに検討させていただきたいと思えます。

次に、障がい者の理解の部分もお話をいただいておりますけれども、障がい者の理解につきましては、今回の障がい者計画のアンケートの中でも、障がい者の理解が進んでいるかというところで、余り思わないという方々が25%程度ございました。そういうところも含めまして、今後理解を広げていくと

いう形で、今回基本目標に障がい者に対する理解、また配慮の促進ということで、若いときから理解していただけるような形で進めていきたいということを考えてございます。

あと障がい者計画につきまして、指標等を設けた中で、今回見直しの部分について、また再度検討していったらどうかということでご質問いただいております。この部分につきましては、今回10年計画ということで障がい者計画を策定させていただいております。来年度策定する予定であり、第5期障がい福祉計画が平成30年から平成32年までの3カ年で策定をさせていただきましますけれども、この中におきまして生活介護の部分とか、指標をつくって進めていくという形になりますので、障がい者計画の策定を見据えた後、来年度障がい福祉計画を策定させていただきまして、その中で指標を設けて3カ年で考えていくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○(鈴木課長) 私から、菊池委員からご質問がございました第6期計画にかかわる施設整備の見直し、施設整備について今回見送る判断ということでございましたが、今回につきましては、北部地区に小規模特養29床とグループホーム2ユニット18名、また小規模多機能型居宅介護25名と計画策定時、平成26年度では考えたところでございます。ただ、特別養護老人ホーム推計ということなのですが、平成26年度末、ここにつきましてはの実待機者については、699名ということでございましたが、平成27年4月から介護保険法の一部改正がございまして、特別養護老人ホームは要介護3から入所となりました。その中で待機者については425名と。また、平成28年10月末につきましては400名程度となりました。その中で、先ほどご説明させていただきましたが、サーブスつき高齢者住宅、また有料老人ホームが計画外という部分の中で、188ベッド多くなったということもございました。また、これも法律がございまして、

医療・療養型ベッド、これの転換ということで、_____が35床特養を増床するという部分もございましたので、今回につきましては、平成29年度の第7期介護保険策定時に再度分析をして、市民の皆様方に介護負担が大きくならないような形で見直しをさせていただいたという状況になってございます。このような状況で見送る判断をさせていただいたと。これは、策定等委員会の中で協議をさせていただいているという状況です。

私からは以上です。

○(佐野課長) 菊池委員からご質問がありました、初めに仮算定の1人当たり保険料について、年収、所得別に表示できないのかというご質問だったかと思えますけれども、現時点では道の算定ということで、あくまでも全体の枠の中で考えた1人当たり保険料ということで試算されておりまして、所得、収入別ということになってきますと、それぞれの保険料率、応能割、応益割もございまして、その部分の算定も、標準保険料率はありますけれども、その部分を算定した中で計算していかなければならないところがございますので、現時点では、仮算定の結果でいけば、1人当たりの平均保険料という形で表示することをご理解いただければとお願いしたいと思います。

それから、市町村からの意思表示というか、後期高齢者広域連合には議会があるようにという形でお話ございましたが、現在納付金の算定方法とか、運営方針の決定におきましては、市町村の職員も含めた中で、道でワーキンググループを設置して、その中で議論されてきております。そういった中で、場に応じて市町村の担当委員からも意見を申し上げる機会があったり、また今回の仮算定のときもそうですけれども、道から市町村連携会議ということで各市町村に説明の上、市町村との意見交換、意見集約という場も設けられております。そういったことから、そういう場を通じ、市町村からの意見集約、意見の提出ということは可能かと考えております

し、今後平成30年度以降におきましても、運営方針の見直し等の際には、そういった形で市町村の意見を求められるという場は設けられていくものと考えております。

次に、飯田委員からシステム改修にかかわるご質問がございました。現行市町村の国民健康保険システムにつきましては、それぞれの市町村で構築しているという部分がございますけれども、このたびの制度改革によりまして、平成30年度以降につきましては、道によって資格管理の一元化を図るために、市町村ごとに今保有している資格情報とか、新たな事務処理の仕組みが必要となってきますので、道でこれに対応するための新システム、国保情報集約システムといたしますけれども、これを道に導入していきます。道の集約システムに対しまして、それぞれの市町村の既存の自庁システムと道の情報集約システムの間でそれぞれの個人に関する資格情報とか、世帯情報、それから高額療養費の該当の情報など、こういったものを市町村のシステムと道の集約システムとで連携するために、それぞれの市町村のシステムについても改修を行っていくという形をとって連携を図っていくことにしております。

それから、仮算定の結果について、今回の資料の中では北見市の数値と全道平均という形での表示にさせていただきましたけれども、道内主要都市10都市ほどございますが、その中の状況というところで掲載してはどうかという話をいただきました。今回の仮算定の結果で申し上げますと、道内10都市の比較では北見市というのは最も高いという状況にはなっておりますけれども、今後3回目の仮算定等も行われまして、ご報告申し上げますときには、そういったところも加味しながら資料の作成をしてご提示させていただければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○（大栄次長） 先ほど介護福祉課の説明の中で固有名詞の医療機関が出ましたところを、削除させていただきます。大変失礼しました。

○（菊池委員） 介護保険にかかわってですけれども、見直しですね。平成28年の10月では400名だと。介護度3以上という基準の変更も大きく影響したと思いますけれども、現実に400名というのが複数なのか、要は個人の数なのか、多分個人の数で今はカウントされていると思うのですけれども、400という数字が見送る要因になったとすれば、私はちょっとそういう判断でよろしいのかどうか疑問に思うところです。そういう点で、平成29年度はこの計画をやらないとする判断が、保険に入っている方の軽減という理由が示されたと思いますけれども、本当にそれが本市の実情に合った判断だったのかと。もしかすると名乗り出なかったから、やめたのではないかと。いうがった見方もあり得るのですけれども、そういうことではなかったのでしょうか。ちょっと補足でお願いいたします。

あと国民健康保険については、これまで市町村が運営してきましたから、市町村そのものの実情に合った取り扱いがされてきました。それを国としては国保の介護保険化と言われるような、国が変えたらそれに全部従ってくださいという内容のものに近づきつつあると思います。そういう中で、例えば保険料が大幅に高くなるという予測のところは、実際には5年間で基本的な金額に合わせるのだという方針も出ているかと思えます。そうなりますと、基本は本人の負担が上がるということを普通には考えるのですけれども、これまでの市町村はその判断を、やはりみずからの財源を入れて、それを低く抑えてきた、この努力はこれからも続けられると認識されているのか、この制度からは排除される取り扱いだとされるのか、今の段階での認識を伺います。

以上です。

○（大栄次長） 菊池委員から、公募の中止の理由について再度ご質問ですが、今現在在宅の4、5で緊急的に必要な方というのが70名程度いらっしゃいます。北見市内の特養の定員が七百数十名。大変言いづらいのですけれども、言葉として、特養につい

ては大体1割の方が毎年入所するという形になりますので、在宅の4、5の方で緊急的な方についてはさほど待たなくても入所できる状況にあるというのがあります。また、ほかの方については、いろいろな形で医療機関に入っている、あるいは高齢者向けの有料老人ホームに入っているということもありまして、緊急的に必要な方について70名程度で、そんなに待たなくて入所できるという状況の中で、今この部分をつくってということまでの判断に至っていなかったという実情がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○(佐野課長) 菊池委員から保険料の算定にかかわりまして、これまで市町村が独自に行ってきた、一般会計からの繰り入れによる保険料の上昇を抑える取り組みということであったかと思うのですが、国の今回の改革に当たりましての方向性としては、保険基盤安定繰入金などの法定繰り入れ分については従来どおりとして、法定以外の一般会計繰り入れにつきましては、公費投入による財政支援措置の拡充が行われていることとか、あと都道府県が保険給付費に要した費用を全額交付する仕組みなどということをもって、一般会計からの繰り入れという部分については縮減、解消を図っていくという方向性が示されているところでありまして、ただ市町村判断の法定外繰り入れについては、全て平成30年度から禁止するというものについては、そういったところまでは国から示されていないという状況でございます。現実の状況としては以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時16分 休 憩

午後 0時17分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きません。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 0時17分 閉 議
